

令和 5 (ワ) 25460

国家賠償請求事件

東京地方裁判所

令和 7 年 1 月 22 日 判決

## 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第 1 請求

被告は、原告に対し、6307円及びこれに対する令和5年10月2日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

### 第 2 事案の概要

本件は、原告が、賦課期日においては未登記であった別紙物件目録記載の家屋（以下「本件家屋」という。）について大津市長が原告に対してした令和5年度の固定資産税及び都市計画税（以下、併せて「固定資産税等」という。）の賦課決定処分には納税義務者を誤った違法があり、その誤りについて故意過失が認められると主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、6307円及びこれに対する納付日の翌日である令和5年10月2日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

#### 1 前提事実

当事者間に争いがない事実並びに掲記の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実は、次のとおりである。

(1) 株式会社A（以下「A」という。）は、令和4年12月9日当時、未登記であった本件家屋を所有していた。原告及びAは、同日、Aが原告に本件家屋を譲渡し、同日より原告が本件家屋の所有権を有することを確認する旨の内容の訴訟上の和解をした。（α3、4、弁論の全趣旨）

(2) 被告の令和4年度の家屋補充課税台帳（電磁的記録を含む。以下同じ。）には、本件家屋の賦課期日現在（同年1月1日時点）の所有者としてAが登録されていた（α2、弁論の全趣旨）。

(3) 令和5年2月10日、本件家屋について、所有者を原告とし、登記原因を「平成16年月日不詳新築」とする表題登記がされ、同年3月30日、所有者を原告とする所有権保存登記がされた（α4）。

(4) 大津市長は、令和5年2月10日から同年3月中旬頃までの間に、被告の同年度の家屋補充課税台帳において、本件家屋の賦課期日現在（同年1月1日時点）の所有者として原告を登録した（α5、弁論の全趣旨）。

(5) 大津市長は、原告に対し、令和5年5月1日、本件家屋及びその敷地に係る同年度の固定資産税等の年税額を合計4万7800円とする賦課決定処分(以下「本件処分」という。)をし、同日頃、その納税通知書を交付した(α1、4、5、弁論の全趣旨)。

(6) 原告は、令和5年10月1日、被告に対し、上記固定資産税等として4万7800円を納付した(弁論の全趣旨)。

## 2 争点

(1) 本件処分の国家賠償法上の違法性の有無(争点〔1〕)

(2) 大津市長の故意過失の有無(争点〔2〕)

## 3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点〔1〕(本件処分の国家賠償法上の違法性の有無)について

(原告の主張)

家屋に対して課する固定資産税の納税義務者は、登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうところ(地方税法(以下「法」という。)343条1、2項)、固定資産税の賦課期日が当該年度の属する1月1日と定められている(法359条)ことからすれば、登記簿に登記されておらず、家屋補充課税台帳に登録されている家屋に係る固定資産税の納税義務者は、真実の権利関係に関わらず、同日の時点で家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者をいうと解すべきである。

本件家屋については、令和5年1月1日の時点において、登記簿又は家屋補充課税台帳に原告が所有者として登記又は登録がされていなかったのであるから、原告は同年度の固定資産税等の納税義務者には当たらず、家屋補充課税台帳に所有者として登録されていたAが納税義務者に当たるといふべきである。

また、令和5年1月1日の時点で本件家屋に係る同年度の家屋補充課税台帳の登録がなかったとしても、被告は、同日の時点で上記家屋補充課税台帳を備えなければならないのであるから、同月2日以降に本件家屋の真の所有者を知ったからといって、上記家屋補充課税台帳に同月1日時点の所有者として原告を登録し、課税をすることはできないといふべきである。

したがって、原告に本件家屋の固定資産税等を課した本件処分は違法である。

(被告の主張)

ア 土地又は家屋につき、賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登録又は登録がされていない場合において、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者は、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うものと解するのが相当である(最高裁平成25年(行ヒ)第35号同26年9月25日第一小法廷判決・民集68巻7号722頁。以下「平成26年最判」という。)

本件家屋については、令和5年1月1日(賦課期日)時点においては、登記も同年度の家屋補充課税台帳の備付けもなかった(未登記かつ未登録であった)ところ、同年3月中旬頃までに、上記賦課期日現在の所有者として原告が登録された。そのため、原告は本件家屋に

係る同年度の固定資産税等について納税義務を負う。

イ また、未登記家屋については、賦課期日現在の現実の所有者を調査、認定し、家屋補充課税台帳に登録をして課税するものであり（法 381 条 4 項）、家屋補充課税台帳にあっては現実の所有者と納税義務者は一致すべきものであるから、補充課税台帳に登録した所有者に誤りがあれば、現実の所有者を改めて登録し直すべきものである。

本件家屋については、令和 4 年 1 月 1 日現在の所有者として A が登録されていたところ、被告において、令和 5 年 1 月 1 日（賦課期日）現在の所有者が原告であることを把握したことから、同年 3 月中旬頃までに、上記賦課期日現在の所有者として原告を登録した。これにより、上記賦課期日の時点に遡って本件家屋の所有者として原告が登録されたこととなるのであるから、原告は本件家屋に係る同年度の固定資産税等の納税義務者に当たる。

ウ したがって、いずれにせよ本件処分は適法というべきである。

（2）争点〔2〕（大津市長の故意過失の有無）について

（原告の主張）

未登記家屋について賦課期日後に真の所有者を家屋補充課税台帳に登録し、課税をすることができる旨の被告の法の解釈適用は、法が意図しない独自の見解に基づくものである。そのため、納税義務者に当たらない原告に本件処分をした大津市長には、故意過失がある。

（被告の主張）

課税実務においては、未登記家屋の固定資産税について、賦課期日後に賦課期日現在の所有者が異なることが判明した場合、現実の所有者に賦課替えをすべきとの解釈運用がされており、これに沿う文献が多数存在している。

大津市長はこれに依拠して本件処分を行ったものであるから、大津市長に故意過失はない。

### 第 3 当裁判所の判断

1 争点〔1〕（本件処分の国家賠償法上の違法性の有無）について

（1）ア 法は、固定資産税の納税義務の帰属につき、固定資産の所有という概念を基礎とした上で（343 条 1 項）、これを確定するための課税技術上の規律として、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下、両台帳を併せて単に「補充課税台帳」という。）に所有者として登記又は登録されている者が固定資産税の納税義務を負うものと定める（同条 2 項前段）一方で、その登記又は登録がされるべき時期につき特に定めを置いていないことからすれば、その登記又は登録は、賦課期日の時点において具備されていることを要するものではないと解される。

そして、賦課期日の時点において未登記かつ未登録の土地若しくは家屋又は未登録の償却資産に関して、法は、当該賦課期日に係る年度中に所有者が固定資産税の納税義務を負う不足税額が存在を前提とする定めを置いており（368 条）、また、賦課期日の時点において未登記の土地又は家屋につき賦課期日後に補充課税台帳に登録して当該年度の固定資産税を賦課し（341 条 1 1 号、1 3 号、381 条 2 項、4 項）、賦課期日の時点において未

登録の償却資産につき賦課期日後に償却資産課税台帳に登録して当該年度の固定資産税を賦課する(381条5項、383条)ことを制度の仕組みとして予定していると解されること等を踏まえると、土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務の帰属を確定する登記又は登録がされるべき時期について上記のように解することは、関連する法の諸規定や諸制度との整合性の観点からも相当であるといえることができる。

以上によれば、土地又は家屋につき、賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登録又は登録がされていない場合において、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者は、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うものと解するのが相当である(以上につき、平成26年最判)。

イ なお、法は、固定資産の状況等を明らかにするため、市町村において固定資産課税台帳(電磁的記録を含む。以下同じ。)を備えなければならない(380条1項、2項)旨を定めているほか、市町村長において、家屋補充課税台帳に所有者の氏名又は名称等を登録しなければならない(381条4項)、毎年、固定資産の価格等を一定の時点までに決定し、直ちにこれを固定資産課税台帳に登録し、その登録をした旨を公示しなければならない(410条1項、411条1項、2項)旨を定めている。そして、地方税法施行規則は、法の委任を受けて固定資産課税台帳の様式(第24号様式、第25号様式及び第26号様式。電磁的記録の書類は、これらの様式に準じて調製できるものでなければならない。)を定めているところ(14条1項、2項)、その様式は年度ごとに作成することを前提としたものであるとみることができる。以上に鑑みると、固定資産課税台帳は、毎年、年度ごとのものを作成することが予定されているものと解される。

(2)これを本件についてみるに、前記前提事実及び弁論の全趣旨によれば、被告は、毎年、年度ごとの固定資産課税台帳を電磁的記録によって備付けているところ、本件家屋については、令和5年1月1日時点において、登記がされておらず、同年度の家屋補充課税台帳に所有者の登録がされていなかったものと認められる。そして、原告は、令和4年12月9日にAから本件家屋の譲渡を受けてその所有権を取得し、本件家屋につき、令和5年2月10日、所有者を原告とし、登記原因を「平成16年月日不詳新築」とする表題登記がされ、令和5年3月30日、所有者を原告とする所有権保存登記がされた。また、大津市長は、同年2月10日から同年3月中旬頃までの間に、被告の同年度の家屋補充課税台帳において、本件家屋の賦課期日現在の所有者として原告を登録した。

このように、本件家屋については、令和5年1月1日(賦課期日)の時点において登記簿又は同年度の家屋補充課税台帳に登録又は登録がされていなかった(未登記かつ未登録であった)ものの、本件処分時までに上記賦課期日現在の所有者を原告とする登記又は登録がされたのであるから、原告は本件家屋に係る同年度の固定資産税の納税義務を負うものというべきである。

また、法は、都市計画税の納税義務者を市街化区域等に所在する土地又は家屋の所有者とし(702条1項)、その賦課期日を当該年度の初日の属する年の1月1日としており(7

02条の6)、上記の所有者とは当該土地又は家屋に係る固定資産税について343条(3項、9項及び10項を除く。以下同じ。)において所有者とされ又は所有者とみなされる者をいうと定めている(702条2項)ところ、上記のとおり、原告は、本件処分時までに賦課、期日現在の所有者として登記又は登録がされており、本件家屋に係る令和5年度の固定資産税について法343条において所有者とされる者であるから、本件家屋に係る同年度の都市計画税についても納税義務を負うものというべきである。

したがって、原告を納税義務者として本件家屋に係る令和5年度の固定資産税等を賦課した本件処分は適法であるから、本件処分に国家賠償法上の違法性があるということとはできない。

(3)これに対し、原告は、〔1〕本件家屋については、令和5年1月1日の時点において、登記簿又は家屋補充課税台帳に原告が所有者として登記又は登録がされていなかったのがあるから、原告は同年度の固定資産税等の納税義務者には当たらず、家屋補充課税台帳に所有者として登録されていたAが納税義務者に当たるといふべきであり、また、〔2〕同年1月1日の時点で家屋補充課税台帳を備えなければならない被告が、同月2日以降に本件家屋の真の所有者を知ったからといって、家屋補充課税台帳に本件家屋の同月1日時点の所有者として原告を登録し、課税をすることはできないといふべきである旨主張する。

しかしながら、被告は、毎年、年度ごとの固定資産課税台帳を電磁的記録によって備え付けているのであるから、本件家屋につき、令和4年度の家屋補充課税台帳に所有者としてAが登録されていたとしても、これをもって令和5年度の家屋補充課税台帳に賦課期日現在の所有者としてAが登録されているものとみることはできない。そして、本件家屋について、同年1月1日(賦課期日)の時点において未登記かつ未登録であったとしても、本件処分時までに上記賦課期日現在の所有者として原告が登記又は登録されたことにより、原告が本件家屋に係る同年度の固定資産税等の納税義務者となることは、上記(1)及び(2)において述べたとおりである。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

2 よって、争点〔2〕について判断するまでもなく、原告の請求には理由がない。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第31部

裁判長裁判官 堀内元城 裁判官 木村太郎 裁判官 山中優太